

建設常任委員会記録

令和6年3月5日（火）於 前川新館6階大会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時30分

○出席委員（6名）

7番 竹内博之委員 12番 齋藤豪委員 13番 蛭名正樹委員
15番 石山敬委員 26番 工藤光志委員 28番 田中元委員

○出席理事者（7名）

建設部長 木村和彦 土木課長 工藤昭仁
建築指導課長 原子覚 上下水道部長 小野敦弘
上下水道部営業課長 石川竜明 都市整備部長 小山内孝紀
都市計画課長 今井郁夫

○出席事務局職員（2名）

総務係長 秋村忠範 書記 田村宣樹

【午前10時00分 開会】

○委員長（齋藤 豪委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案5件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案審査に当たりましては、配付しております議案審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議案第34号 市道路線の廃止について

議案第35号 市道路線の認定について

○委員長（齋藤 豪委員） 初めに、議案第34号市道路線の廃止について及び議案第35号市道路線の認定については関連がありますので、一括して審査に供します。

議案第34号及び議案第35号の以上2件に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（木村和彦） 議案第34号市道路線の廃止について及び議案第35号市道路線の認定については関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

初めに、お手元の配付資料について御説明申し上げます。

資料1ページ及び2ページは、今回の廃止路線と認定路線の理由や延長などをまとめた総括表です。資料3ページ及び4ページは廃止路線の位置図で、資料5ページから8ページは廃止路線

の路線図となっております。資料9ページから12ページは認定路線の位置図で、資料13ページから18ページは認定路線の路線図になります。図面の色表示は、青色が廃止路線、赤色が今回の認定路線、緑色が認定済みの路線、黄色が県道を示しております。

それでは、議案第34号市道路線の廃止について御説明申し上げます。

資料5ページをお開きください。こちらは5ページから7ページまでで一つの路線となっております。廃止路線1、下湯口扇田1号線、延長2,857.3メートルは、県営下湯口・原ヶ平地区通作条件整備事業、いわゆるアップルロードの整備に伴う起点の変更及び路線見直しによる終点の変更により市道を認定し直すため市道を廃止するものです。

資料8ページの廃止路線2、小沢広野3号線、延長891.3メートルにつきましても、アップルロードの整備に伴う路線の整理により市道を2路線に分割して認定し直すため市道を廃止するものです。

以上、今回廃止する2路線、延長3,748.6メートルについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第35号市道路線の認定について御説明申し上げます。

資料13ページをお開きください。こちらは13ページから15ページまでで一つの路線となっております。認定路線1、下湯口扇田1号線、延長3,077.5メートルは、アップルロードの整備に伴う起点の変更及び路線見直しによる終点の変更により市道を認定し直すものです。

資料16ページの認定路線2、小沢広野3号線、延長121.1メートルにつきましても、アップルロードの整備に伴う路線の整理により小沢広野3号線を2路線に分割して市道を認定し直すものであります。

同じく資料16ページの認定路線3、小沢御笠見3号線、延長620.5メートルにつきましても、アップルロードの整備に伴う路線の整理により小沢広野3号線を2路線に分割し新たに路線名を定め、市道として認定するものです。

資料17ページの認定路線4、折笠5号線、延長312.9メートルは、通学路対策事業により整備した路線を新たに市道として認定するものです。

資料18ページの認定路線5、駒越高田2号線、延長52.3メートルは、開発道路の帰属により新たに市道として認定するものです。

以上、今回認定する合計5路線、総延長4,184.3メートルについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○委員長（齋藤 豪委員） 議案第34号及び議案第35号の以上2件に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第34号及び議案第35号の以上2件に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第34号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第35号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第27号 弘前市手数料条例の一部を改正する条例案

○委員長（齋藤 豪委員） 次に、議案第27号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（木村和彦） 議案第27号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料2の弘前市手数料条例の改正説明資料を御覧ください。改正内容につきましては、主にこちらの資料で御説明させていただきます。

それでは、1の条例改正の概要について御説明いたします。

令和4年6月17日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律——以下、法と言います、の題名が変更されたこと、及び建築物のエネルギー消費性能の算定方法において新たな方法が追加されたことから、これに対応するため、弘前市手数料条例を改正するものであります。

続きまして、2の条例改正の内容について御説明いたします。

ここからは、お手元の資料1の新旧対照表も併せて御参照くださるようお願いいたします。新旧対照表の左側に条例改正案を、右側に現行条例を記載しており、赤字の部分が改正しようとする部分となっております。

まずは、(1)について御説明いたします。

法第1条の目的に、「エネルギー消費性能の向上」に加えて「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進」が追加されました。このことにより、法の題名が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律と改められたことから、条例中で引用している当該法律の題名の整合を図るものであります。

次に、(2)について御説明いたします。

令和5年10月11日付の国からの技術的助言により、建築物のエネルギー消費性能を算定する際の基準について、これまでは外皮性能及び一次エネルギー消費量ともに性能基準を用いるか、または誘導仕様基準を用いるかとされていたものを、それぞれの基準を個別に選択した上で併用可能とする新たな算定方法が示されました。このことにより、別表67の9の項及び67の13の項、手数料の額の欄において既に規定しているものに当該算定方法を追加するものであります。

手数料の額につきましては、条例中に既に規定している基準に準ずるものであり、新たな手数料の額が追加となるものではありません。

最後に、附則において本条例の施行期日を規定しております。

施行期日は、(1)については令和6年4月1日としており、(2)については既に運用が開始されていることから公布日施行としております。

以上が議案第27号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案の内容であります。十分なる御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（齋藤 豪委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第28号 弘前市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

○委員長（齋藤 豪委員） 次に、議案第28号弘前市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。上下水道部長。

○上下水道部長（小野敦弘） 議案第28号弘前市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、水道整備・管理行政に関する事務の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることにより水道法の一部が改正されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

水道整備・管理行政のうち、水質・衛生に関する事務以外のものに関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴い、給水装置等の新規の申込みや給水装置の基準違反に対する措置、過料に関する規定を整理するなど、所要の改正をしようとするものです。

なお、条例の施行日は令和6年4月1日から、ただし、第41条第1号の改正規定は公布の日にしようとするものであります。

以上が弘前市水道事業給水条例の一部を改正する条例案の内容でございますので、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

- 委員長（齋藤 豪委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。
- 13番（蛭名正樹委員） 若干、分からないので聞きますが、この改正によって水道事業の許認可が厚労省から国交省へ移管になったということで、そういう水道事業に関する全ての権限が移管になったのか。まず、そこを改めて詳しく教えてください。
- 上下水道部営業課長（石川竜明） 今回の法令改正により、水道事業のうち、建設と管理行政のほうは国土交通省に、水質管理に関しては環境省に移管になります。業務執行に当たっては、環境省と国交省が連携して当たるということになっております。
- 13番（蛭名正樹委員） そういうふうなことであれば、部門部門によって所管が異なるというふうな形だとは思いますが。
- それで今後、水道事業については、厚労省、国交省、そして環境省とそれぞれ専門的な知見があるところに許認可権というか、そういうふうなことが移るといふふうなことだと思えますけれども、そういうことによってメリット・デメリットというふうなことは今、上下水道部のほうでは感じているのか、考えられているのか、その辺をお答えください。
- 上下水道部営業課長（石川竜明） 管理行政については、現行とほとんど変わらないということになっております。ただ、水道の整備に関しては、今までの水道の交付金から国土交通省の社会資本整備総合交付金のほうに移るといふことで、今特に大きく出されているのが、災害復旧の補助率が現行の2分の1から国交省並みの3分の2に引き上げになるというのが利点だと思っております。
- 委員長（齋藤 豪委員） ほかに御質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（齋藤 豪委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
- 討論に入ります。
- 本案に対し、御意見ございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（齋藤 豪委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
- 採決いたします。
- 本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（齋藤 豪委員） 御異議なしと認めます。
- よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第33号 指定管理者の指定について（都市改造記念会館）

- 委員長（齋藤 豪委員） 最後に、議案第33号指定管理者の指定についてを審査に供します。
- 本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。
- 都市整備部長（小山内孝紀） 議案第33号指定管理者の指定について御説明いたします。
- 議案第33号は、駅前地区都市改造記念会館の指定管理者として、駅前地区の地元7町会により組織されております弘前市都市改造記念会館管理運営委員会を指定しようとするものであります。

本施設は地域住民のコミュニティー活動の拠点となる施設でありまして、地域の人材を積極的に活用することにより施設の設置目的に沿った管理運営ができることから、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、非公募により地域住民で組織される当該団体を指定しようとするものであります。

当該団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、利用者ニーズの把握及び施設の管理や美化向上に努めている点などにより管理運営を適正に行う能力を有しているとの評価となり、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

以上をもちまして、議案の概要説明を終わります。

○委員長（齋藤 豪委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○15番（石山 敬委員） 何点か質疑させていただきます。

まず、選定方法が非公募となった理由と、これまでのこの施設の利活用状況についてお伺いします。

○都市計画課長（今井郁夫） まず、非公募としている理由でございます。こちらは区画整理事業におきまして、一旦、従来のコミュニティーが再構築されるというところで建てた施設でございます。そういった経緯もございまして、こちらは地元の住民のための施設というところから、地元の7町会で組織されております弘前市都市改造記念会館管理運営委員会のほうに指定管理をお願いするというので、非公募の随意契約ということでやってきたものでございます。

それから活用状況でございますが、ちょっとコロナ前で申し上げたほうがよろしいかと思いますので平成30年度で申し上げますと、利用日数が240日で、利用回数が338回ということで、利用率としましては65.75%。それから令和元年度で申し上げますと、利用率としましては73.22%になってございます。

平成30年度からの平均、ちょっとコロナの期間も含みますけれども、5か年平均で申し上げますと、利用日数が192日、利用回数が267.8回、利用率としましては55.52%となって、コロナの分を含めますのでちょっと低くなっておりますが、平均しますと6割から7割で推移しているものと思っております。

以上です。

○13番（蛭名正樹委員） この施設は利用料金制でやっていたという記憶があるのですが、そこが第1点。

あと、利用料金制でやっていて、その他の経費というか光熱水費というか、そういうふうなのは役所持ちなのか、それとも管理運営委員会で利用料金から出しているのか。

それと、この評価の点数を見れば64.8ということで若干低い、他の施設から比べても、指定管理の評価としては低いなというふうな印象なのですが、その辺の評価のどこがこれまでの実績として物足りないなと思っていたのか。そして、そこを今後どういうふうに指導して、改善していくつもりなのかお答えください。

○都市計画課長（今井郁夫） まず、利用料金制かどうかということですが、利用料金制を取ってございます。

それから、費用の分担ですが、光熱水費等々維持管理に係るものは基本として管理者のほうで持っております。ただ、修繕に関しては、市のほうで報告を受けるなり、こちらで点検した際に必要なものは市のほうで負担してございます。

それから、評価の点数が低かったのではないかとということですが、点数としましては確かに基

準点を少し超えたくらいということでしたので、その委員の評価の理由としましては、提案内容が、先ほども申し上げたとおり地元町会でずっとやってきているという部分が恐らく根底にあるのかと思いますが、現状維持が基本の提案内容と。それで、新たな提案というのがなかなか含まれていない。それから自主事業もちょっと弱いというところで、指定管理をしてもらうには基準は超えているけれども、高い点数には至らないということかと認識してございます。

改善方法ということでございますが、新たな自主事業等をできないかということで管理者のほうとは何回かお話しさせていただいているのですが、やはり今やっている町会の役員の方とかが、ほかの施設もそうなのですけれども、やっぱり高齢化というところとかもあって、ただ今回、今まで駅前会館とみなみ会館の二つの会館で指定管理していただいていますけれども、みなみ会館は廃止ということで了解を頂いていまして、そのみなみ会館での町会の活動であるとか、あるいは今の委員会の町会のほうもちょっと入替えがあって、役員とかも替わるということで聞いていまして、新しい若い方と言えばあれなのですけれども、そういった方とまた協議させていただいて、少しでも新たな地元も含めて取組ができればいいなというのを委員会のほうとお話をさせていただいていましたので、ほかの町会等の取組とかも参考にしながら、少しでも自主事業等に力を入れていければなというふうには思っています。

以上です。

○13番（蛸名正樹委員） 分かりました。どこの町会というか、市内の町会を見ても町会の役員自体が高齢化して世代交代がなかなかうまく進んでいないという現状があるのは重々承知していますが、その辺のところを行政も一緒になって、サポートする体制を少し構築しながら話を聞いて、スムーズに世代交代が行くように何とかプッシュしてもらえればと思います。

○7番（竹内博之委員） 今回のこの指定管理の場所が駅前地区だと思うので、今、健康づくりのまちなか拠点ということで一体的にあそこを整備してにぎわい創出とか、市としても大きな、注目度の高い事業が展開されていくと思うのですけれども、そういったときにこの地理的な特性の中で、この駅前地区の公共施設ということで、何かそこの関連とか、今後のそこのにぎわい創出に向けた、さっき自主事業の答弁もありましたけれども、何かそういうところの取組というのは考えられているのか確認したいです。

○都市計画課長（今井郁夫） 新しくまちなか拠点の整備がされるということで、今具体的にその辺の話等はしていませんけれども、大成小学校の跡地も含めて今後整備される中で、恐らく今の会館の使い方とかにも動きがあるのかなと思いますので、その辺は敏感に注視しながら、よりよい方向に考えていきたいと思っています。

○都市整備部長（小山内孝紀） 今、健康づくりのまちなか拠点の整備ということでいろいろと進んでおりますけれども、あその場所をいかに多くの方に活用してもらうかといったときに、地域に住まわれている方においても、やはりそこに定期的に来られるような使い方がされる必要があるということは企画部のほうともいろいろと話をしておりまして、そういった中で、やはり今の駅前会館を管理している皆様にも使っていただけるようなことを、連携するような形と言えますか、そういったことを意識しながら今後また指定管理を進める中でもいろいろと話ができればと思っています。

○委員長（齋藤 豪委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時30分 散会】